

参議院産業公害及び交通対策特別委員会会議録第十三号

(三三〇)

昭和四十二年六月三十日(金曜日)
午後一時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松澤 兼人君
理事 石井 桂君
宮崎 正雄君
大倉 精一君
原田 立君

委員 植木 光教君
奥村 悦造君
木村 陸男君
黒木 利克君
土屋 義彦君
中津井 真君
柳田桃太郎君
加藤シヅエ君
戸田 菊雄君
中村 順造君
成瀬 幡治君
小平 芳平君
瓜生 清君

国務大臣 運輸大臣 大橋 武夫君
政府委員 経済企画庁水資源局長 松本 茂君
厚生省環境衛生局長 館林 宣夫君
水産庁次長 山中 義一君
通商産業省鉱山局長 両角 良彦君
運輸省船員局長 河毛 一郎君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君
常任委員会専門員 小田橋貞寿君

説明員

厚生省環境衛生局長 武藤瑞一郎君
厚生省環境衛生局公害課長 橋本 道夫君
通商産業省企業立地公害部長 馬場 一也君
運輸大臣官房審議官 鈴木 理吉君
海上保安庁参事官 榎本 善臣君
建設省都市局都市計画課長 大塩洋一郎君
建設省都市局下水道課長 久保 赴君
自治大臣官房企画室長 成田 二郎君

本日の会議に付した案件

○船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○産業公害及び交通対策樹立に関する調査(産業公害対策に関する件)

○委員長(松澤兼人君) ただいまから産業公害及び交通対策特別委員会を開会いたします。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のおありの方は、順次御発言を願います。
○柳田桃太郎君 ただいま提案になっております

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案が提案されるようになりましたことは、長年の懸案でありましただけに、国内体制の整備その他運輸省のその労を多とし、大綱については首肯できる点が多々ございますけれども、方針並びに内容につきましても疑義がございますので、まず、運輸大臣にお伺いをいたしたいと思います。

この法律案は、御承知のとおり、十三年前に日本が署名をした条約に基づきまして、わが国においてもすでに長い間国内体制を整備しながらこの法案を提案するに至りましたことは御承知のとおりであります。わが国のような大海運国で、しかも油の輸入量は非常に大量に達しており、すでに海水の油濁事件も方々に発生しております。この状態におきまして提案をいたしますこの法律案が、眼目と言へば第五條の、船舶から油を排出してはならないという規定が全面的に適用されるに至りますのは、条約発効日の翌日から起算して三年を経過する日」ということになっております。

これは、附則第二條でどういうふうに定めがしてございまして、この法律が全面実施を見るには、この法律案が通つてまだほ三年有余を経なければ全面適用にならないという、非常に緩慢な実施期日が定めてございまして、十三年の用意を要する運搬省としては、非常にこれは間に過ぎるのではないかと思います。運輸大臣はどうお考えでございまして、まずお伺いしたいと思います。

次に、もともこの法律は、日本の千五十有余の港全部に適用するものではなくて、廃油処理施設が整備されてない港で運輸省令で定めるものについて入港する場合の船舶は除外されるのでありますから、廃油処理施設ができたところから逐次本法の第五條の適用がされてしかるべきものと思われましても、これを三年間も猶予をとるといふ意味はどういうようなお考えでございましてか

ということでございます。

第三番目は、予算の点でございますが、昭和四十二年の予算では、廃油処理施設等に約三億円の海水油濁防止対策費というものが現れてあり、民間の施設に対しても開帳からかなりの融資をするように聞いておりますけれども、一カ年ですべて四億余の水産被害等も出ております今日、国際条約を批准して急速に油濁防止対策を立てなければならぬときに、予算面からだけ見ますと、政府の気がまえないものはいかばかりおぼやかりで、きわめて消極的ではないか、こういうふうに見られますが、運輸大臣はどうお考えになっておられますか。

聞くとところによりまして、三億円で約六カ所の港に港湾管理者のつくる廃油処理施設に補助金を流そうという考えだそうでございますが、せめても、特定重要港十五港に対して初年度に一カ所ぐらいいはつくるぐらいの着意があつてもいいのではないかと思います。運輸大臣はどういうお考えでございまして、法律を提案するに至りましたか、その気がまえないをまず運輸大臣に承りたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 仰せのとおり、わが国は世界の一流の海運国であります。ことに油の輸入国としては世界有数でございます。こうした関係上、今日国内の海面あるいは外海に面する海面、また港湾の港内等、廃油による海水の汚濁が非常にふえてまいっております。もはや猶予することのできない段階になっておると思つてございまして、そこで、かねてから懸案でございました船舶の油による海水の汚濁の防止に関する条約を批准し、これに伴う国内法を整備しようという次第になつたわけなのでございますが、なるほどこの今年度の予算といたしましては、御指摘のごとき、港湾管理者に対し廃油処理施設整備費について三億円を補助するというところでございまして、なお、予算外におきましては、民間の廃油処理施設

設備のため開銀の産業公害ワク十五億円のうちから融資することにしておるのであります。

さらに船内のビルジ排出防止装置整備費につきましては、中小企業近代化資金の貸し付け及び船舶整備公団からの融資を予定いたしております。これによりまして、本法案の施行のための一応の体制はできておるものと思われのでございまして、もちろん、これだけで十分であるわけではなく、まず、今年スタートにあたってはこの程度にとどめ、来年度以降においても積極的に必要な予算獲得に努力いたしたいと思っております。

なお、施行期日の点につきましては、政府委員から申し上げさせていただきます。

○説明員(鈴木珊吉君) お答え申し上げます。

ただいま柳田先生の御質問がございましたけれども、この法律の適用が、条約が発効以後三年たかなければ全面的にならないということでございますが、実は、附則第一条に書いてございまして、さらに、その中でもタンカーそれから二万トン以上の新造船につきましては、三年ではなしに、条約の発効日から適用があるということでございます。

それで、ビルジと申しまして、船底にたまるあかでございますが、そのビルジの排出につきましては、タンカー並びに二万トン以上の船舶は条約発効日から一年間の猶予期間がございまして、したがって、三年間と申しますのは、ビルジ等油でございまして、かつタンカー並びに二万トンの船舶以外のいわゆる一般船舶の船舶につきましては三年がたたないと発効しないということになっております。

こういった差別を設けましたのは、何と申しましても油濁の最大原因はやはりタンカーから排出されますバラスト水とかあるはクリーニンダしたあとの水、これが一番大きな原因でございまして、試みに一千五百デッドウェイトトンクラスのタンカーをとってみますと、バラストというのは大体その三分の一積んでおまして、約五百トン積めるのであります。しるかに、ビルジは航海あたり多くて一トンぐらいじゃないかというこ

とでございまして、したがって、タンカーにつきましましては、条約発効日より直ちにビルジ以外の油につきましまして適用がある、そういうことでございまして、三年間ございまして、一番大原因者であるタンカーはすぐということでございます。その程度、その意味から、油濁の防止ということは、その程度の、一般船舶につきましましては三年間ということで大かたの油濁がカバーできるんじゃないかというふうに立法技術上は考えておる次第でございまして。

○柳田桃太郎君 さらにこれは希望を申し上げておきますが、幸いにしてこの法案が可決をされて条約の受諾をいたしましたけれども、なお三カ月後に発効するということになっておりますので、ぐずぐずしてありますと年内の発効は無理だということになりますので、急いでひとつこの手続を進めるよう事前の準備が必要かと思っておりますので、希望を申し上げておきます。

次に、これは海上保安庁関係かと存じますが、海上保安庁関係が感知したという油濁件数について昭和三十七年から四十一年までの資料をちょうだいをして、見ますと、三十七年が百四十二件に対して、三十八年は九十五、三十九年は八十七、四十年は百七、四十一年は百七と、私どもがいろいろうわさで聞いておることからしますと、意外にそういいう油濁事件数が少ないのでございまして、はたしてどうであるかどうか。私は全日空に乗りまして月に二回くらい九州に帰りますが、やはりかなり各港、瀬戸内にも油濁を見つけたのであります。これは港則法の第二十四条に基づき海上保安庁の違反取り締まりが組織的に申しますと、機動的に申しますと、計画的にでき、定期的な報告がなされておるかどうかという点を私は疑問に思っております。たとえは、航空機が事実どう飛んでおるか、あるいは巡視艇がどういう巡視経過をとっておるか、あるいはヘリコプターでどう確かめておるかというふうな、あるいは油の汚濁の巡視日記というふうなものがあるのかどうか、それをまずお伺いしたい。

○説明員(榎本善臣君) いま柳田先生のお尋ねの件数が、先生あるいは一般の考えておるよりも海上保安庁で感知したのが少ないというお話でございまして、われわれ巡視艇あるいは航空機でみずから捜査と申しますか、発見につとめております。しかし、いままでのところ、われわれのほうでみずから発見しましたのはこの程度でございまして、それからもう一つ、ほかからこういう事件がある、油が流れておるといふ通知がございまして、これも合わせて海上保安庁で感知したものが先ほど先生のあげられました数字でございまして、四十一年度におきましては百七ということとでございまして。

次に、海上保安庁の巡視船艇、航空機がどういふふうな現在取り締まりあるいは油が流れておるといふ事実をつかんでおるかということにつきましては、先ほど柳田先生からお話しの、何と申しますか、記録簿のようなものを備えておるような体制は現在はおとっておりません。できるだけ巡視警戒にあたりまして、油の被害状況、油の流出状況というものの調査につとめておる。発見にはつとめております。しかし、巡視船艇は海難の救助あるいは予防その他の海上の警備に当たっておりますので、まあ現在までのところは、油発見とあるいは油の調査というふうなことは、油発見とあるいは油の調査というふうなことだけでは、巡視船艇あるいは航空機で常時発見しているという状態ではございせん。お答え申し上げます。

○柳田桃太郎君 監視取り締まりの体制については後ほどまたお伺いをいたすことといたしますが、さらに、海上保安庁が調べになっております昭和四十一年の原因別の海水油濁の発生件数を見ますと、バルブの操作の誤りだとか、ローリングパイプの破損であるとかいうようなものが非常に多くのウェイトを占めておるのみならず、原因不明というものが全体の約三割ぐらゐを占めておるわけでございますが、これは私も取り締まりが非常に困難なものであるということも承知はいたしておりますが、監視体制が不徹底ではないか、そのために原因不明というものがかなり出るのじや

ないかということをお慮いたしておりますので、私は意見をお伺いしたいのですが、これは、御承知のとおり、イギリスは夜間の油の荷役を禁止しておる港もございまして、これは日本ではそんなことはとていできませんので、日本は暗夜にも航行するし、荷役もいたします。これをいまとめるわけにいきません。したがって、イギリス以上に日本は船舶の廃油排出の取り締まりは困難なわけでございます。しかし、イギリスやフランスでは、御承知のとおり、軍官民一体となった油濁の監視、通報、連絡体制というものができておるのでございまして。私がさきに申し上げたように、全日空などは瀬戸内海をすいぶん飛んでおりますが、全日空の機長は、どこでこの方面の油がどこに流れておったということを海図の上にするしをして通報連絡することができまして、これは海上保安庁はうんと助かるのであります。それを記録にとつておけば、大体どの方面にいつごろどの船が航行したということも、今度は油記録簿、航海日誌でわかるのでありますから、この協力体制をぜひおとりになる必要があるのじやないかと思ひますが、どうでございまして。まず、そのことをお伺いしておきます。

○説明員(榎本善臣君) 御指摘のとおり、イギリス、フランスでやっておる事情につきまして、私はいまのところ詳細存じませんが、申しわけないのでございまして、この油の汚濁の問題につきましましては、やはり関係各々の御協力、特に先ほどの航空機からの発見というものが、一番これは的確と申しますか、発見しやすいのでございまして、それから、なおその点につきましましては航空局とも協議いたしまして、できますことなら、そういうこともぜひとも考えてまいりたいと存じております。

なお、御参考までにちょっと現状を申し上げますと、これは、この法律で考えのような強力なものではございせん、また、性質もちょっと違ひますけれども、港の海水がよごれることを防止いたしたために、現在全国で二十三港には関係

の皆さまがご集まりいただきまして、港で油を流さないようにという協議会もございます。しかし、これはどちらかというと、油だけを対象としたわけではございませんし、こういう協議会的な官民を合わせた組織につきましても、これは運輸省のほうとも御相談申し上げますが、今後とも官民あけてのそういう機構と申しますが、それが確立されるとすれば、きわめて有効なことかと思ひます。

○柳田桃太郎君 次に今度は、油性混合物の排出基準の問題について伺ひたいのですが、一〇〇PPM以上の油性混合物を排出してはならないという事になっておりますが、いま、海水の中に捨てられていく一〇〇PPM以上の油性混合物を簡単に測定するということは困難であることは御承知のとおりであります。一々その排出物をサンプルを取って試験所に持っていくって数日かけてこれを検査すればわかるのですが、したがって、これは気休めにここに書いておるだけであつて、事實上、海上保安庁ではそれを探知する施設もなければ、そういうような陣容もおそろひになつてはいないと思ひますが、どうでしょうか。

○説明員(榎本善吉君) 先生御指摘のとおり、現在のところ、一〇〇PPM以上以下であるかという事を検定いたします機械は、海上保安庁にはございせん。ただ船舶技術研究所にその計器がございまして、まあそれも活用をいたしまして、最小限度のことは、とりあえずさせていたいただきたい、こう思つております。今後につきましては、先生も御指摘のような、でき得れば簡単に持ち運びのできますという計器を開発するようにお願いを申し上げたい、こう思つております。

○柳田桃太郎君 これが今度案として近く登場するかもしれませんが、タンカーのクリーニングバージというものがいま開発されておりますが、このクリーニングバージは、船舶法による船でもない、陸上施設でもない。そういうものからほとんど捨てられているという場合に、これは港則法

第二十四条の適用は受けるのですが、それが一〇PPM以上であるかどうかということは全然わからない。そうすれば、本船からタンカー、クリーニングバージに積みかえて捨ててしまふれば、九十二・六キロというところまで行つて捨てないでも、一メートルのところに落ちて捨てられるという案が成り立つという抜け道がここにあるわけだ。したがって、私が申し上げたいのは、この一〇PPMというものはもちろんこの法律で残しておくが、そういう水は、その機械といふか、油水分離機といふか、清浄装置といふか、それを通さなければならぬという、そのまゝ生で捨ててはならないという、何かそこに一つの機械操作を加えて排除しなければならぬといふことにすれば、おのずからそこで船舶が気をつけるのではないかと思ひますが、どうですか。これは非常に法として不備があるのではないかと思ひますので、いずれ、注意をされて、しかるべき機会にそういう予防措置を考える必要があるのではないかと思ひますが、どうですか。

○説明員(鈴木珊吉君) ただいまの先生の御懸念でございましてけれども、たとえば本船が捨てますクリーニングの汚濁油を受け入れるバージがございまして、本法が施行されますと、そういう施設も、本法の中に条文中で規定しております。また、廃油処理施設といふふうに考えます。したがって、それがバージだろうと、あるいは陸上施設だろうと、廃油処理施設といふふうに考えますので、本法の廃油処理施設の監督の規定を適用するといふことに相なります。

そこで、監督の規定につきましては、たとへば、かつてにそれだけやりますれば、許可なしにやることになりまして、これは違反になりますし、かりに許可を受けましてそういうバージに廃油を受け入れる、そして処理して流すという場合でも、許可の基準に合つていれば許可しますけれども、その後、まあいいかげんな機械で油水分離機にかけてしまふということでは困りますので、

やはり第二十四条にございまして、そういう運輸省で定め技術上の基準がございまして、その基準に適合させる義務がある。もしそれに適合させないようなことでは改定命令を出すという事で、そういう規定もございまして、そういう面で監督できるといふふうに私ども信じておるものでございまして。

○柳田桃太郎君 その件につきまして、私は石油連盟と外国における海水汚濁調査団の報告書を見まして驚いたんですが、アメリカでは海水汚濁事件のうち四七％が外国船で、そのうち五〇％は条約批准国の船舶から出ておると書いてあるわけだ。そうしたら、日本に入つてくるタンカーは、御承知のとおり、五〇％以上外国のタンカーが入つてきておると思ひますが、その船舶がいろんなものを排出する場合に、日本側がその排出液をチェックする方法がないといふことになりまして、厳密にこれを取り締まることはできない。油濁の事件ができて、もう逃げたあとに公害が発生しておるといふことが出た場合に、その責めはやはり日本政府が漁民やその他に對して負わなければならぬという変なところになるんじゃないか。私は、もしこのアメリカの報告が正しいならば、外国船の取り締まりを厳重にするという意味におきまして、この排出基準というものを厳重に検出できる体制だけはおかなくては取り締まりができないんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○説明員(鈴木珊吉君) 確かに、外国の、ことにタンカー等が相当数入つてきております。ただ国際法の一概念でいいますと、領海外につきましては、この法律の適用が及びません。したがって、五十海里と申しまして、外国船の場合には五十海里全面的に適用あるわけじゃない。領海内しかできません。領海内であれば国内法で邦船と同じように取り締まることはできるわけだ。それから五十海里以内で、しかも領海外の場合につきましては、この条約の締約国でありますれば、やはりその旗国の国内法に従う

わけにございまして、条約では、そういう場合に、その沿岸国がその旗国の政府に對して、何丸という船が領海外で流したということを発見した場合に、これはあくまでもその事実を、その旗の国、要するに国籍国のほうに通知いたしまして、国籍国の国内法で取り締まるようにということをお願いできるようにしております。いまのところは、実はそういう程度しかございせんのでして、五十海里内であつても、領海外で外国船が流した場合は国内法では直接取り締まりができないのでございまして。

○柳田桃太郎君 次に、廃油処理施設のことについて伺ひたいと思ひますが、衆議院の産業公害対策特別委員会におきまして、政府は初年度において川崎、千葉、横浜、神戸、和歌山、水島の六カ所に港灣観測所の建設と廃油処理施設をつくるのに対して五〇％の補助をするといふことを答弁しておられます。大臣も、いまさき六カ所と言われましたので、このことが正しいことを私も判断をいたしますが、さて、海上保安庁の調べによりますと、やはり船舶出入数の多い東京湾、大阪湾、紀伊水道、関門港に油濁事件は多発しておるようでございまして。したがって、港灣管理者の設置する廃油処理施設は、まず、この特定重要港灣に優先的に建設されるべきではないかと思ひますが、大臣はいかが考えられますか。それが一つ。

それから第二番目は、大臣は衆議院のこの委員会にもしばしば同じことを答弁されておりますが、石油コンビナートなどのような油を排出する危険のある源泉となる工場はそれぞれ各地で自家用の施設をつくらせたいといふことを言つておられます。議事録を読んでみますと、通産省の両角鉱山局長は、運輸省がその義務づけるならば施行します、運輸省の判断に従いますと、こういうことを言つており、また運輸大臣は、これは義務づけるかどうかは通産省で定めることであつて、運輸省の方針としては義務づけたと同じような効果があるように、御協力を得てやりたいといふこと

で、両方で逃げ合っているわけです。これは、きょう両角局長も来ていただきましたが、この廃油防止法ができました場合に、もし石油コンビナート等のように油を非常に扱い扱うところが自家用処理施設を持ってないというところになりますと、大型、小型を問わず船舶の運航能力が非常に低下する。それを低下させないということになれば、廃油の排出を認めてやらなければならぬというふうなところになりますので、これは私は、はつきり申し上げたいことは、石油コンビナートや造船所のようなものは、この法律ができたと同時に廃油処理施設の設置義務づけられる方向に持っていかなければ、船が困るではないか。あえてこれを無理をすれば、今度は船舶所有者なりあるいは船舶側に非常に大きな負担をかけて違反者をつくっていく。また、違反者をつくらないければ、さる法になる、こういうきらいがございいますので、今日たまたま必置制に義務づけられることでは困難でも、そういう方向に持っていくことは通産省の鉱山局長にも御意見を伺いたいと思っております。運輸大臣にも、それをどういうふうにお考えか、もう一度これを確かめておきたいと思っております。

○国務大臣(大橋武夫君) まず第一点は、初年度において廃油処理施設を設置する港をどうするかという問題でございますが、この六カ所につきましては、東京、大阪等四大港のうち二つは入っておりますが、名古屋、関門が抜けておるような状況でございます。実は、この法律にもありますとおり、廃油処理施設の設置は港管理者の仕事になっており、これに対して政府が補助するたてまえになっておるんですが、現在のところでは、港管理者も、一体この事業がどういうふうに進んでいくものであるか、その辺の見通しについて迷っておる状況でございます。しかし、せっかく予算が取つたのでございますので、ぜひ六カ所は必ずつけたというので、全国二十港ばかりの担当者を集めていろいろ相談をいたしました結果、

先ほど来申し上げておりますような港は一応今年度で設置しようという考えに固まった。そこで、政府といたしましては、これらの港に設置しようというところに相なったわけでございます。結局、これらの港は、しさいに調べて見ますというところ、多量の石油輸入が行なわれておるということになったわけでございますが、これは、ある方針でもってそれに当てはめて打ち出したというより、現実には地方の港管理者が設置したいというところと当方の相談でまとめあげたものがこういう港になったわけでございます。

では、港管理者が廃油処理施設の設置運営をいたすことをたてまえといたしておりますので、石油業者といたしましては、そのような港港管理施設の有効な運営ができるように、たとえば運賃面その他で協力を申し上げるというのが筋合いではあるまいかと考えておる次第でございます。したがって、義務づけということが妥当かどうかという点につきましては、新しい問題といたしまして十分運輸当局とも連絡をとりまして慎重に検討したいと考えています。

○柳田桃太郎君 この問題についてはさらに御研究をお願いしたいと思います。港港管理者が廃油処理施設をつくることは、これは勧告を受けてやらなければならぬよりでありまして、国が二分の一だけ建設費の国庫補助をつけ、国が条約を批准したために、財政力の弱い港港管理者に廃油処理施設をつくることを勧告までやらせることは少し無理ではないですか。廃油処理施設としては、自家用もあり、民間の業者のものもあり得るわけでございますから、外国の例を見ても、あまりペイしないものである。これは外国の例から見ても私は低いと思います。さらにまた、これを低くいたしまして、独立採算制をあえてやれということになりますと、料金面でもかなり高いものを認めなければならぬ。一体どのくらいかかるか、うわさによつて聞いてみますと、トン三十円、トン四十円、あるいは神戸の助役の証言などによりますと、五十円くらいかかる、そうすると、国内の瀬戸内なんかのタンカーのトン当たりの運賃は二百三十円くらいで運んでいるんですが、それに対して四十円も五十円も処理手数料がかかるというところになりますと、これは非常にタンカーの運賃を引き上げることにもなるし、あえて引き上げないというところになりますら、また内航の小型船主に非常な負担をかけるということになりますので、政府は二分の一の補助というのには低きに過ぎるから、これをもう少しふやしてやる、あるいはドイツなどでやっておるように運営費の一部を補助をしてやるか、何か方法を講じなければ、こ

の間鈴木説明員からお話があったように、欧米では有料の便所がありますが、たまたま便所に行こうと思つていきますと金を出せといふので、小銭がないのでやめていった経験も私は持っているんですが、ちょうどそれと同じように、共同便所をつくつてやつたけれども、行つたら高い金を取るというので、みんな避けてこを避けるということになれば、やっぱり海に捨てるといふこと、これはさる法になることは必定的なことになるわけですから、むしろ、補助を厚くして償却費を少なくして使ひやすくしてやるという着意が運輸省に必要ではないか。したがって、最初に述べたように、本法は形式だけではつくるけれども、気がまがまだなつておらぬじゃないか、気が乗つておらぬのじゃないかといふことを申し上げておきますので、いや、そうじゃないのだ、しっかりとやるのだという気がまをひとつ政府からお示し願いたいと思う。

○説明員(鈴木珊吉君) 規制の対象は船舶でございます。特に国内船舶は、先生おっしゃつたように、いわゆる中小のタンカー業者が多々ございまして、したがって、この施設をつくつて義務づける、要するに排出の禁止を義務づけますと、そのために油を海に捨てて迂回するとかいふことで船の稼行率が下がる、さらに、三十円ないし、四十円の処理手数料を取られるということ、確かに内航タンカー業者にとつては相当経済的に痛いといふことはよく承知しております。しかし、他方、公害という問題、これはまた社会的に大きな問題になっております。したがって、やはり第一原因者たる船主もある程度の負担は持つべきではないか、それから港港管理者といたしましても、自分のところの港の中がよくなるということ、要するに港港を良好な状態に維持できないといふことではないかと思つたので、ある程度やはり地方の自治体もそれにつきましては応分の負担を持つて責任を持つべきではないか、さらに国も建設費の半分を国民の税金から持つのだといふことで、やはり三者一体となつてやつていく

システムが最も適当ではないかとわれわれは考えた次第でございます。特に、まあ地方の港湾管理者も、もちろん財政上非常に苦しいとございまして、しかし、われわれといたしましては、二分の一の国が補助をするのであれば、港湾法その他の体制等から見まして、足りないというものではないのじゃないかというふうには思っております。したがって、また事実、金がかかることではございます。いまは、先ほど荷主の問題も出ましたけれども、運賃は多少それによって上がります。それは荷主さんにそういつた趣旨では御協力を願わなければならぬかと思っております。そういうことで、まあ三者一体になって、あくまでも遂行するんだというところでいくように十分指導いたしたいと思っております。

○柳田桃太郎君 港湾管理者のつくる廃油処理施設があまりへんびなところにあつては利用者が少ないし、各種船舶が接岸をできるところで、しかも千坪余の遊休地を持つておる港湾管理者は、いまのところきわめて少ない。しかも、港湾管理者のほとんど全部が赤字で苦しんでおる実態でございますので、さらにこういう施設を義務づけると、財政的にも非常に影響を与えるということもお考え願つて、おさなりでなしに、もう少しこういう施設については補助率を上げることに将来御尽力をお願いしたい、私はそう考えておりますから、この際申し上げておきます。

次に、本法の適用外になる小型船舶の問題であります。これは、衆議院でもしばしば質問が出ておりますので、詳細は省略いたしますが、現在、海上保安庁で港則法第二十四条の違反事件として摘発をしております船舶は、昭和四十一年の例で見ますと、百トン未満の船舶が十二件で、一番多いのであります。その次が百トンから三百トンが五件、三百トンから五百トンが三件、五百トン以上はなしということになっております。海上保安庁は小さいのばかりこうしてつかまえておるわけです。まあ、小さいのに違反が多いということですが、そうすると、小型を適用外に置くとい

うことになりまして、港則法上の取り締まりも今後ますます困難になりますし、せっかく大きなものを押しても沿岸の清掃ができないという心配がございまして、あえてこれを適用外に置くならば、油水分離器等、あるいはビルジの受け入れ制度をつくるか、何かこれに少額の補助を与えるか、指導を与えて、小型船舶の油を流さないような指導が必要ではないか。さらにまた、百トンぐらゐまでこれの適用を下げるべきではないかという気がいたしますが、どうですか。これは運輸省か海上保安庁から……。

○国務大臣(大橋武夫君) いまの柳田先生の御意見はまことにごもっともだと存じます。だんだんに汚濁防止対策も完全を期するべきものだと思うのでございますが、今回の法案は、条約を批准するためのどうしても必要だという限度で、とりあえず条約を批准しようという意味で、これが第一歩のスタートであるというつもりで立案をいたしております。今後第一歩がしっかりと足が固まるにつれ、そのうち公費をもう少し厚く処理しなければならぬ状態が差し迫つてまいりますと思ひますので、必然、先生のお考えのようなところに進んでいくものではないかと考えております。

○柳田桃太郎君 次は、廃油処理の問題でございますが、一件一件と見ますと、廃油というものは大したものではないとございませぬけれども、現在のタンカーに残留するタンカーの中の残留油は〇・二%から〇・四%あると言われております。これがたまたま大型船舶が修理のために油を抜くとか、あるいはバラスト水を抜いて処理するとかということになりまして、かなりの油の量が回収できるわけでございます。これはどういった輸入手続をするのか、輸入関税はどうするのかというようなことを一々やると、非常にその船舶の出港に影響を来します。イギリスなどではこれは輸入関税を免除して、輸入手続を免除しておりますが、日本の税関はなかなか行き届いておりませんので、事前にこういうことを処理しておきまさんと、非常にトラブルが起きる危険があります

が、どういふ措置にしているか。関係の法令を見ますと、ほとんど運輸省設置法その他改正がしてありますが、関税法については何ら触れておりませんので、これは大蔵省あるいは運輸省に質問をしておきたいと思ひます。

次に、これも最近勉強してわかったんですが、わが国では、ロード・オン・トップ方式が非常に少ない。これは意外に思つたのですが、世界の国はほとんど一べん積んだ油をスロップ・タンクに入れて、また積んで持つていっておりますから廃油の問題が少なくなつてきておりますが、ものの本によりまして、世界の二七%がロード・オン・トップ方式を採用してない。その中で主たるものは日本とギリシャであると、こう書いてある。なぜそういうぐあいに日本ではロード・オン・トップ方式が少ないのですか。そのためにタンクの中の油を洗浄して排出し、海域をよごしているようなことはありませぬか。日本ではこういう海水汚濁防止の条約を批准してないからロード・オン・トップ方式をやらなないということはないかどうか。なぜそういう方式が日本ではとられないか。このことが日本の海域をきたなくする原因になつていないかということが心配になりますので、同時に御聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(鈴木吉吉君) 最初の第一問の御質問でございませぬけれども、輸入関税の問題でございませぬけれども、輸入関税の問題でございませぬけれども、これにつきましては、大蔵省との間で事務的に目下検討しております。施行するまでに統一見解を出していただきたいというふうに考えております。

それから第二点でございませぬけれども、日本のタンカーがロード・オン・トップ・システムをとつていない。しかし、日本のタンカーの場合は、日本近海をよごすのではなく、外航船の場合ですけれども、まあベルシヤ湾ならベルシヤ湾へ行つて油を積みます前にバラストの水を流すわけでございます。したがって、日本の外航タンカーは日本の沿岸ではそういう水は流しません。ただし、修理をする場合は別でございませぬ。したがって

て、日本のタンカーが現実にはイラン、ベルシヤ湾に行きますときはベルシヤ湾の近くじやなしに、ずっと奥のインド洋のほうで、ずっといままで捨てていたというのが実情でございませぬ。それから、こういう条約がありまして、日本は入つておりませんでしけれども、外航船につきまして、日本の船がよごした、そういう事例で抗議を受けた結果まさに日本の船がよごしたのだという事例は聞いておりませぬ。しかし、今度こういう国内法がでますので、そういう油を流さぬでもいい便利なスロップ・タンク方式というものにつつまして、これから船の改造を行なう船主もあらうと思ひます。また、新造船もそういう方向で新造していくというところに相なると思ひますが、その点につきましては今後指導いたしたいと思ひますので、よろしく御願いいたしたいと思ひます。

○柳田桃太郎君 次に、海水汚濁についての救済措置についてお伺いしたいと思ひますが、これは新聞で拝見いたしましたのでございませぬが、英国の西南海域でトリ・キャニオン号という十二万トンのタンカーが座礁して大破をして十二万トンの油を流出して、英仏両国の海軍空軍が出動して非常な大騒動をして、二月月にわたつてこれをやつたんですが、私はあれを見まして、もし日本の瀬戸内海でそういう事故が起つたならば、これはたいへんなことになる。瀬戸内海全部が油濁されるといふことで、非常に戦慄を感じたのですが、この場合の措置等について十分調査をして、後日報告書をおわれたいと思ひます。

これはその程度にいたしておきますが、さて今日の問題ですが、今度の油濁法におきまして違反にならないという場合、非常に量的に多くて非常に困りますのは、パイプの操作を誤つた、あるいはタンクの操作を誤つた、しかしすぐに気がついてそれを措置したというような場合は、これは善意に解釈されまして、これは違反にはならない。しかし、民法上の賠償責任をまぬがれることはもちろんできないと思ひます。その賠償責任の問題ですが、千葉で最近こういう事例を聞いておりま

す。三十トンのタンカーが転覆して約三十トンの油が流出した、そのためにノリにばく大な被害を及ぼしたのだけれども、それは小さい船主であつて、四十万円の補償を出すことがいっばいであつた。事実そうであらうと思う。それ以上は、商法六百九十条で、船をくれてやつてしまへば、あとは船腹所有者の責任はないということになつてゐるの、御承知のとおり、船舶所有者の委付の規定でございます。それでは、迷惑をこうむつた漁師といふものはどうにもならない。そこで、私調べてみますと、PI保険といふのがあつて、ね。PI保険といふのは、これは運輸大臣おいてなつておられますが、自動車のほうは、陸上におきましては、いま六千六百円くらい払いますと一千万円くらいの事故保険がつくわけであつて、非常に陸上では事故が多いのですから発達してありますが、海の場合、調べてみますと、出光丸のよりな二十万トンのタンカーで年間の保険料が三百万円、そして損害を及ぼしたときの補償限度は一億二千九百万円ですから、これは最高限額と思ひます。そうすると、出光丸が二十万トンの油を流しても、極端に言いますれば、保険は一億二千万円しかついでないから、あとは船舶の所有者が出すか、あるいは船舶を投げ出すかしなければならぬといふことになるのですが、このPI保険といふものを、日本に二千五百隻くらいある小型船にも適用して、一種の強制保険ということにしますか、自賠法のようなものができたら、日本の漁師もその限度においてあきらめてもらふ。それでなければ、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

に盲点でございます。われわれといたしましては、これにつきましては、現在のところは、手当てはPI保険しかございません。それもいづゆる任意保険でございますので、とても自賠法のようなシステムじゃございません。御指摘のとおりで、まことに申しわけございませんで、けれども、現状はそういうことであります。したがしまして、たとえは、いまのPI保険といふものを義務制にするとか、あるいは先生おっしゃつたような自賠法に似たような、新しいいふ、いわゆる昔の第三者損害救済のための制度といふものをつくるべきではないかといふ御意見でございます。十分検討したいと思つております。

以上でございます。

○柳田桃太郎君 その件について、ひとつ簡単に、重要なことをお伺いしておきたいと思ひますが、現在、この法にはふれないけれども、法の適用外になるいわゆる無過失で油濁を起す場合があるわけですが、その場合の救済措置について、一体どこに訴えればよいのか。農林関係は農林関係にいけばよいのか、運輸省関係は運輸省に、厚生省関係は厚生省に行つて訴えるべきかと思ひますが、その場合に、被害者の立場に立つて救済措置に協力してやるような態勢がどこかに必要ではないか。これは公害基本法の問題にふれることですが、油濁の場合は一体どこに訴えて協力を要求すべきかといふことを、非常に簡単なことですけれども、御説明をお願いしたい。

○説明員(榎本善臣君) お答え申し上げます。いま御審議をいただいている法律が施行になりますと、油による汚濁、そういう事実があつたという告発が海上保安庁に出されますれば、海上保安庁といたしまして、取り調べ、法の命ずるままに手続をいたしまして検査等を當然いたします。なお、法律の施行にあたりましては、海上保安庁といたしましては、与えられた責務につきまして、はできる限りの力を添えて取り締まり、あるいは検査等をいたすつもりでおります。

が、この海水汚濁の防止といふのは、船舶側の乗り組み員の道義心と法律に關する知識といふものが非常に効果をあげる上において必要なことなるとでございます。すでに外国では、海技免状試験の科目の中に、条約であるとか、あるいは関係法令が入つておりました。試験科目になつてゐるわけですから、船員たる者はすべてこの公害関係、油濁関係のことをよく知つておらなければならぬといふことになつてゐるんですが、日本ではどうなつてゐるのか。もし、なつてなければ、これを取り入れる必要があるのじゃないかと思ひますので、御意見をお伺いしたい。

それからもう一つは、すでに海水の油濁に關係のある船主団体や石油業者をもつて打つて一丸とした協力体制はございますが、さきに申し上げたように、防止をかねて、官民を一体とする、千九百五十九もあるたぐさんの港単位に、そういう協力体制が得られるように、運輸省としては早急に措置すべきじゃないかと思ひますので、一ぺん御意見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(河毛一郎君) ただいまお話のございました、このような問題に關します船舶船員の海技試験の試験科目の現状でございますけれども、現在すでに、ある程度、先ほどお話のございましたような港則法のある部分につきましては、油濁防止のために必要な規定がございますが、これらのものにつきましては、船舶職員試験の中で取り入れられておるところでございます。で、今後この法律が実施されますれば、私どもといたしましては、直ちにそれを試験科目の中へ入れまして、実際の運用に遺憾なきを期してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○説明員(鈴木吉吉君) ただいまの先生の第二点でございますけれども、これにつきましては、法律を守るといふこととでなしに、そういうものを捨てるということは社会道徳に反するのだといふことも含めまして、主要港単位に官民で、そういうPRをかねましたり、あるいはそういう指導もかねたような、さらに強力な機関を運輸省で

つくりまして、万全を期していきたいといふふうに考えます。

○柳田桃太郎君 最後に、希望だけを申し上げておきますが、こういった海水油濁防止ということ、船舶業者あるいは油の取り扱い業者、あるいは一般生活環境にも非常に影響するものでございまして、十分に思ひやりのある実行のできるような体制を考慮しつつ、漸次改善を加えて、より完全なものにするのを希望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) 本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

○委員長(松澤兼人君) 産業公害及び交通対策樹立に關する調査を議題とし、産業公害対策に關する件について質疑を行ないます。成瀬君。成瀬治君 厚生省の資料にと思ひますが、例の陸軍の毒ガス製造を広島県の大久野島でやつておりました、ここに從事しておつた人たちの間でいろいろな問題が起きたといふことをこの間テレビがやつておりましたすが、そのくこれはその後どんなふうになつておるのか。あなただのほうで、実態なりあるいは対策、そういうふうなものについて何かの資料がございましたらお願いしたいと思ひます。

されておりますが、これはどんなものになってお
るのか。三工場等のものも私も承知しております
から、そういうことはいいですから、それがその
後どうなっているのか。これをひとつお願いした
いと思います。

それから三番目をお願いしたいのは、これはど
こがおやりになるのか、僕もちょっとわかりませ
んが、一体土地行政というのとはどこが中心にな
ってやっておいでになるか、そのことはよくわか
りませんけれども、何にいたしまして、住宅を
やっても、あるいは交通対策、道路等を考えてま
いりまして、あるいは物価の問題を考えてまい
りまして、結局土地の問題に突き当たってまい
ります。ですから、このことについては、もうど
なたにも異論のないことだと思っておりますが、そ
こで、中心の行政庁がないわけですから、どこに
とになって私にも非常に迷っておりますが、建設
省あたりでやっておいでにならぬかと思いた
うが、一体諸外国は土地行政というものをどう
しているのか。ほんとうに日本みたいに野放しに
しているのか。若干、たとえば市町村のこうい
うものについて、土地行政に対する対策を何か
諸外国等でやっておる、変わったことをやっ
ておるというふうなものがあるなら、資料とし
てお出しを願いたい、こう思います。これはよろ
しゅうございましょうか。

○委員長(松澤兼人君) いま見えておるのは、橋
本公害課長と大塚計画課長でございます。
いま成瀬委員の御希望、ひとつよろしくお願
いいたします。

○説明員(大塚洋一郎君) いま先生のおっしゃ
る土地行政ということの意味でございますが、非
常に広いと思うのでございまして、いわゆる
地価対策なんかとの関係における土地行政な
のか、あるいは取用とかんとかという公共事業
を推進していく上での土地行政なのかによつて、
外国の所管も実例も違ふと思ひますので、お確
かめいたします。

○成瀬治君 僕は、あなたのおっしゃる後者

のほうの意味を大體中心としております。

○説明員(橋本道夫君) いま先生のほうから御
求になりました陸軍の毒ガス製造工場の跡で、こ
の被害者が現在なお残つておるではないかとい
うお話でございますが、このことにつきましては、
きょうは急でございまして、私どものほうで
資料をぜひ集めまして、どういう状態になつて
おるかということについて若干期間をいただいて
報告申し上げたいと思ひます。

二番目の「公害対策の現状と課題」に書いて
ございます、水俣、阿賀野川の同種三工場の調査の
結果でございますが、この結果につきましては、
いまの御要望は、あの調査結果の資料でござい
ますか。

○成瀬治君 そりです。

○説明員(橋本道夫君) それでは資料を提出いた
します。

○成瀬治君 簡単に騒音関係のことについて、
どうなつておるかということよりも、むしろ意見
を申し上げて、公害基本法が通り、そして八月
から予算編成に入る、それについての心がまえと
して要望を申し上げるという形に終わると思ひ
ますけれども……

そこで、騒音対策のことで申し上げたいと思
ひますが、直接規制法規はございせん。あるとす
るならば、市町村の、といひますか、自治体にお
けるところの条例ですべてやっておるようござ
います。しかし、騒音が市民生活に私に一番密着
しておると思ひます。だからこそ、人権擁護局で
いろいろ取り扱われた公害事件一覧表といふもの
がございまして、これを見ますと、騒音、振動が
一番多いようございまして、そこで、居住地域か
らそういう工場は出ていきなさいといふことが人
権擁護局のほうから勧告され、県あるいは市当局
がその中に入つてやられる。そして、こゝに
は中小企業が多い。そこで結論が出て、それ
じゃひとつ出ましようといふことになる。出る
といふことになりましたときに、工場を他に移転す
るということになりますから、それに対すること

の資金の問題が一つ出てまいります。そこで、
同地問題はいまのところ承知しておるからよろ
しゅうございまして。個人の問題については利子補
給のないことも承知しておりますし、新たに出る
ときに、名古屋市が条例で固定資産税を免税して
おることも承知しております。これはさうなつて
おるが、これじゃ私は事が解決する問題じゃない
と思ひます。あるいはばい煙規制法の関係で言
うならば、これはなるほど人間の生命に直接影響が
あるから近代化資金の中で長期資金を出してあり
ますし、無利子でやっておることも承知してあり
ますが、しかし、騒音にはさういふものがないと
いうようなことでございまして、一体、こゝに
う問題について、今後——条例はすでにできて施
行されておる。そこで今度、基本法ができてとい
うことなら、こゝに一体何をやらうとするのか、
こゝにう問題について自治省はさういふ指導をさ
れておるのか。基本法ができて来年から取り組
み……四十三年の話になるのか。いままでや
ってきた中で、さういふ問題が出てきて
おりますから、さういふ問題が十分上がつてき
て、それに対する対策は立てられると期待もし、
もしやられておらぬとするならば、四十三年には
びつちりやつてもならぬと思ひます。こゝにう
から、こゝにうことについてどうなつておるの
か、まずお伺ひいたしたいと思ひます。

○説明員(成田二郎君) お答えいたします。

ただいま先生がお述べになりました、私どもの
ほうから差し上げました各府県あるいは各市の公
害防止条例の施行状態は、先生御存じのとおりな
んでございまして、特に騒音関係につきまして
は、やはり環境整備を徹底させなさいかぬと、
こゝにうふに思ふわけでございます。やはり環
境整備を徹底するといふことになりまして、特に
大都市内外のこゝにう市街地の整たる整備が的
確に施行せられまじと、本来の公害防止の実施
がいきまじと。こゝにうふな観点につきまし
ては、われわれいたしまして十分注意をいた
しておるつもりでございます。現在すでに、公害

対策基本法が施行される以前に、御案内のと
り、各地方自治団体といたしまして、要請がある
ために、思い切つた相当強いきびしい規制を設け
まして、公害防止のための条例等を施行してあり
まして、住民の福祉の向上に少しでも役立つ、こ
ういふ措置をとつてまいつたところでございま
す。今度の公害防止基本法が施行されました
は、なほのこと、この法の趣旨にのっとりまして、自
治省といたしまして、快適な生活環境が確保さ
れますよう都市の再開発なり、あるいは都市周
辺のスプロール化の未然防止というよりな点につ
いて、関係各省と連絡しながら適正な指導を行
なつていきたいと思ひます。

○成瀬治君 騒音防止条例といふものがあるこ
とは、あなたがたおっしゃつておるとおり、そ
うなんです。たとえば、一般騒音の、夜ラジオを大
きくするといふのを規制するとか、さういふの
は行なわれておるわけなんです。ところが、工場騒
音——まあ交通騒音のほうはなかなかできないと
いうなら、工場騒音について、立ちのきを、こ
ういふ問題になつておる。現にさういふことがや
られておるわけなんです。ですから、その場合に立ち
のきをやつたとすると、中小企業の人が多いわけ
です。これはなぜかといふと、住宅地に工場があ
る人が多い。さうすると、土地を購入するそのと
きの金銭は、いろいろと条件があつて、めんど
うは見てもえらる。あるいは、利子補給も大體二
分の一くらいずつやつておるわけなんです。す
かりに日歩二銭ちょっと借りたら一銭三厘く
らいにつくれるわけなんです。それはそれでいい
と思ひます。ところが、片一方のほうはばい煙規
制のほうは近代化資金の中でこれは無利子で貸さ
れておるわけなんです。これはどつちかといふと、中
小企業の人もあるけれども、大體大きいほうは対
象が多いわけなんです。それになつた中小企業
の人たちに対する近代化資金で無利子でやる金融
のほうはどうなつておるかといふこと——大體三
十九年のときから四十一年と一、二年ずつ伸びて
きておるわけなんです。ところが、いま言つたように、

懸音関係で工場を移転をされる場合、個人の場合ですね、一つの企業、一単位の企業がやる場合には何らそういう恩典措置がないわけなんです。よ。だから、それをどうするかということをお尋ねしておるわけです。

○説明員（成田二郎君）　お答へ申し上げます。

おそらくは、各府県でも、特に公害防止の観点から、関係のある、加害者と思われる中小企業の適正な立地誘導につきましては、おそらく、通産省もお見えてございますから、そちらのほうからもお答えがあるかと存じますが、直接その衝に当たりますところの府県なり市町村は、おそらくいろんなあらゆる手を尽くしまして、政府のほうの助成も希望しませうし、今度の公害対策基本法案が目の目を見ました晩におきましては当然のこととして、それらの点につきましては万全の措置をとるようなふうに、わが省といたしましても指導したいと思っております。

○成瀬幡治君　この利子補給も、あなたどうい

ふうに把握しておいになるかわかりませんが、市なり県が自己資金でやっておる、と言うのですか、独自の費用でやっておるわけですよ。御案内のとおり、特交の中に行政費を若干見ておりますけれども、全部自治体の独自の財源でやっておるわけですよ。通産省がどうこうとかいろいろのじやなくて、私は、自治省の立場から言えば、当然、こういうことになっておるのだ、だから自治省は地方自治団体の要請を受けて働きかけをしておる、こう思っておったところ——あなたのセクシヨンじゃないんですか、この問題は。いまお答えを聞いておると、ちょっと歯車が合わないから、あなたのセクシヨンでないとおっしゃるなら、これでこの問題は打ち切りだと思います。

○委員長(松澤兼人君)はつきりこのところを
言ってください、あなたの所管でなければ所管で
ない。

○説明員（成田二郎君） 公害対策は、これに対しては、実は私のほうといたしましては、財政面につきましては、財政局、行政面の関係は、たとえば

条例制定等につきましては、指導は行政局が担当しておるわけでございますが、この基本的な公害対策の問題につきましては、私どものほうの官房は調整的な立場にあるわけでございます。いまおっしゃいました個々の中小企業に対するとこのころの

態度でございますね、こういうものにつきましたは、実は自治省といたしましては直接には、ストリートには、扱うような態度はとってないのでございます。まとめまして団地形成とか、あるいは土地造成とか、こういう点になりますと、私のほうでその問題を担当します府県市町村を相手にしましていろいろ財政上行政上の助成措置は講じておるわけでございます。ですから、いま申しました趣旨にのっとりまして、公害防止の観点からいたしまして、どうしても中小企業の工場等が、事業所等が、適正な場所に立地するように誘導する必要がある場合があります。ましては、それぞれの具体の形式によりまして判断いたしました適正な措置をとってまいる、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○成瀬幡治君 自治体が独自の財源を出してまで

一生懸命でやつておるということに対して、自治省のほうは何にもせずにおるというのはおかしい話だ。それに、団地形成の問題にしても、自治省はただトンネルじゃないかもしれないが、私には自治省とは無関係のような気がする。それよりも、個々の問題に対して、条例をつくらしておいて、条例をつくれと指導をしておいて、これだけで、事が、公害対策というものは進むもんじゃございませぬ。それなら、そういうものについての財源をどう見るかということが大きな仕事だと思えますから、一度お帰りにになりましたら、自治省としてのいろいろな問題についての研究もし、それに対する対策、努力もしていただきたいということをお願いをして、この問題はこれでおしまいたします。

そこで、続いてそれに関連をして申し上げたい

点は、一番困っておられることは、中小企業の人
が他に土地を買われます。そして新しい土地を取

得されることはそれとして、それに対する資金関係の問題をいまの条例関係で見れば、一番問題になりますのはそのあと地をどうするかという問題で一番困るわけです。あと地が売れば企業としては金利負担等も安くなりますし、その土

地を売ることによつて、借りた金が全額償還できるというふうなことになる。つまり、金利負担というものも全然なくなる。ですが、このあと地が売れないと企業としては成り立たないわけです。そこで、いざ移転をしてすぐあと地を買う人があるかというところ、なかなか容易じゃないわけです。そこで、道路を拡張するような場合でも、立ちのきの問題等も出てまいったり、あるいは子供の遊び場をつくる場合でも土地の取得が一番困難な情勢なんです。ですから、そこで、そのあと地を自治体が購入できるような、そういうふうにしていただけないものだろうか。建設省のほうはそういうことについて一番土地を取得されるのに苦慮されておりますから、建設省のほうとしても、自治体が土地を、そういうあと地を積極的に取得しやすいような方

法に自治省に対して御協力を願うといふかところ

で自治体の土地取得といふことを進めていただけないもんだらうかどうだらうか、こういうことに對しての見解をこの際承つておきたい。

○説明員(成田二郎君) 先ほど先生から、個々の企業の移転に對しましての自治省の態度がはつきりせぬと、こういう御指摘でございますけれども、そういう個々の団体がなくなしのさいふの底をはたきながら助成いたします場合につきましては、私どものほうといたしましては、別途特別交付税等におきましてその応分の助成はしてまいつておるといふことは申し上げてよろうと存じます。その場合、参考までに申しますと、こういう關係で、四十一年度におきましては、府県分といたしまして一億三千五百万円、市町村分といたしまして三億三千二百万円、合計いたしますと四億

六千七百万円。で、今年度は、こういう関係市町

村が一般単独事業としてどうせ施行されますので、それに対して換地土地対策のための起債

措置としまして七十億円のワクを設けてございます。それが先ほどの御指摘の一応現在の私どもの態度であります。

それから、いま御質問の工場移転あと地の問題でございますが、これにつきましては、今年度公

共用地の先行取得の地方債のワクが六十億円でございます。すなわち、使いようでございますけれども、いま御指摘のような点につきましては、十分適切な考え方だとわれわれ考えておるわけでございますので、そのような点につきましても、積極的に関係市町村団体のほうに協力してまいりたいと思っておるわけでございます。で、参考までに申し上げますと、いま申し上げました公共用地の先行取得のワクが地方債計画上数字として出しましたのは今年度が初めてでございますけれども、すでに三十九年度から、先生御存じのとおり、東京都に對しましては、そういうあと地の買い上げに對しまして、合計しますと百億円の起債を許可してございます。

○成瀬幡治君　ちよつとあなたの答弁でどうもわ

かりにくいのですが、丁寧の説明してもらえぬで

すか。都市開発資金のワクが三百何十億資金がありますね。七十五億は何ですか。六十六億という数字と二ついま言われましたが、六十六億は何で七十五億は何ですか。

○説明員（成田二郎君） 六十億と申しましたのは、今年度の地方債で、この中で工場あと地等の関係も入るわけでございますが、公共用地の先行取得の起債ワクでございます。その一環として、お尋ねのような点につきましてはやっているわけでありまして。それから七十億の数字は、一般的に公害対策、過密都市対策等の問題がございます。過密都市対策のために関係市町村団体が単独事業をやっておりますので、そういうものに對しまして関係の事業を行ないます地方団体に對して起債ワクを許可していきたい、そのワクが七十億でこ

○ 〆 〰 〱 〲 〳 〴 〵 〶 〷 〸 〹 〺 〻 〼 〽 〾 〿 〰 〱 〲 〳 〴 〵 〶 〷 〸 〹 〺 〻 〼 〽 〾 〿

○成瀬幡治君 私は、そういうことし初めて六十億の地方債のワクがある、全部ではありませんけ

れども、それと地の問題も解決されるんじゃないか、あるいは七十億もあるじゃないか、だからその中で地の問題は大体解決するのじゃないかというように考えますが、こういうことについての対策は立てておきたいことになる、これから地と地の問題については、一応市町村あるいは県がそういうものを買うのだというのを奨励——と言つてはおかしいのですけれども、認められていくという、そういう態度ですか、大自治省の態度というの、方針というものは、

と、思いますけれども、都市開発資金は建設省所管でございます、これは一応都市計画事業等が決定した地域について工場と地を優先的に買上げるために長期低利の資金を貸付してやるわけでございます。わが省が、先ほど申しましたように、すでに東京都に對して百億圓くらい、あと地買上げの起債を許可しました趣旨は、都市計画事業が必ずしも決定していない、しかし早晩いずれはその当該関係地域におきまして都市計画事業その他の関係事業が遂行されます場合に、これを公共的にリザーブしておきまして、その段階に至りましたならば、あるいは公園、あるいは街路、あるいは公営住宅、あるいは公営の立場とちよつと違つてございまして、その辺が建設省の立場とちよつと違つてございまして、そういうような点で考へておられるわけでございます。

建設省のほうにも、ついでに、意見があれば伺つておきたいのですが、一つは、工場と地等いろいろなものが出てまいりますが、その問題は、今後地方自治体を買つていくのだと、そういう方向なんだというプリンシプルを立てるかどうかという問題、ただ場当たり的に、何か知らぬけれども、いましよるがないからやつておこうじゃないか、そういうことなのか。プリンシプルとしてこれを立ててお見えになるのか。そこら辺のところを討議されて、十分話し合われてやられておられるのか。当面の糊塗策となつておられるのか。いろいろと私は議論があつたと思うのですから、その辺のところを承りたい、こう思つておられるわけですが、ぜひプリンシプルとしてこれを立ててもらいたいという考え方があられるわけですか。

建設省は、先般「都市開発資金の貸付けに関する法律」によりまして初年度十五億圓でございまして、出発いたしましたのは、工場と地の買上げと、それから都市計画で決定してございまして、その一定の大規模施設について権利制限をいたします、その権利制限の身がわりといたしまして買取りにも応ずるといふ意味の二種類につきましての金を公共団体が支出するにあたりまして特別会計を設けさせまして、国から全額融資する、この制度を確立いたしました、初年度はわずか十五億で発足したのでございまして、四十一年、四十二年——四十二年の要求はまだこれからでございますが、これを拡大してまいりたいと思つておられるわけでございます。四十二年は三十五億、初年度が十五億でやつたわけでございます。この貸し付け資金の考え方といふのは、いま申しましたように、二つの性格に分かれておまして、前者の工場と地の買取りといふのは、首都圏、近畿圏等で工場の設立が禁止されておりますもの、それから、あるいは抑制されておりますもの、それから、

建設省も後ほど説明され

外に出ていかなければならないというもの、対しての買取りというふうな、制限というものとリンクしております。と同時に、後者のほうの買取りも、大公園あるいは大道路で都市計画が決定しているけれども、また事業決定してない、したがって事業がいつかわからない、当分先であるというものについて、そこに家を建てられては困りますので、一応建築制限しておりますから、それで困るという人に対して買取りという趣旨のものでございまして、

建設省は、先般「都市開発資金の貸付けに関する法律」によりまして初年度十五億圓でございまして、出発いたしましたのは、工場と地の買上げと、それから都市計画で決定してございまして、その一定の大規模施設について権利制限をいたします、その権利制限の身がわりといたしまして買取りにも応ずるといふ意味の二種類につきましての金を公共団体が支出するにあたりまして特別会計を設けさせまして、国から全額融資する、この制度を確立いたしました、初年度はわずか十五億で発足したのでございまして、四十一年、四十二年——四十二年の要求はまだこれからでございますが、これを拡大してまいりたいと思つておられるわけでございます。四十二年は三十五億、初年度が十五億でやつたわけでございます。この貸し付け資金の考え方といふのは、いま申しましたように、二つの性格に分かれておまして、前者の工場と地の買取りといふのは、首都圏、近畿圏等で工場の設立が禁止されておりますもの、それから、あるいは抑制されておりますもの、それから、

建設省は、先般「都市開発資金の貸付けに関する法律」によりまして初年度十五億圓でございまして、出発いたしましたのは、工場と地の買上げと、それから都市計画で決定してございまして、その一定の大規模施設について権利制限をいたします、その権利制限の身がわりといたしまして買取りにも応ずるといふ意味の二種類につきましての金を公共団体が支出するにあたりまして特別会計を設けさせまして、国から全額融資する、この制度を確立いたしました、初年度はわずか十五億で発足したのでございまして、四十一年、四十二年——四十二年の要求はまだこれからでございますが、これを拡大してまいりたいと思つておられるわけでございます。四十二年は三十五億、初年度が十五億でやつたわけでございます。この貸し付け資金の考え方といふのは、いま申しましたように、二つの性格に分かれておまして、前者の工場と地の買取りといふのは、首都圏、近畿圏等で工場の設立が禁止されておりますもの、それから、あるいは抑制されておりますもの、それから、

建設省は、先般「都市開発資金の貸付けに関する法律」によりまして初年度十五億圓でございまして、出発いたしましたのは、工場と地の買上げと、それから都市計画で決定してございまして、その一定の大規模施設について権利制限をいたします、その権利制限の身がわりといたしまして買取りにも応ずるといふ意味の二種類につきましての金を公共団体が支出するにあたりまして特別会計を設けさせまして、国から全額融資する、この制度を確立いたしました、初年度はわずか十五億で発足したのでございまして、四十一年、四十二年——四十二年の要求はまだこれからでございますが、これを拡大してまいりたいと思つておられるわけでございます。四十二年は三十五億、初年度が十五億でやつたわけでございます。この貸し付け資金の考え方といふのは、いま申しましたように、二つの性格に分かれておまして、前者の工場と地の買取りといふのは、首都圏、近畿圏等で工場の設立が禁止されておりますもの、それから、あるいは抑制されておりますもの、それから、

建設省は、先般「都市開発資金の貸付けに関する法律」によりまして初年度十五億圓でございまして、出発いたしましたのは、工場と地の買上げと、それから都市計画で決定してございまして、その一定の大規模施設について権利制限をいたします、その権利制限の身がわりといたしまして買取りにも応ずるといふ意味の二種類につきましての金を公共団体が支出するにあたりまして特別会計を設けさせまして、国から全額融資する、この制度を確立いたしました、初年度はわずか十五億で発足したのでございまして、四十一年、四十二年——四十二年の要求はまだこれからでございますが、これを拡大してまいりたいと思つておられるわけでございます。四十二年は三十五億、初年度が十五億でやつたわけでございます。この貸し付け資金の考え方といふのは、いま申しましたように、二つの性格に分かれておまして、前者の工場と地の買取りといふのは、首都圏、近畿圏等で工場の設立が禁止されておりますもの、それから、あるいは抑制されておりますもの、それから、

建設省は、先般「都市開発資金の貸付けに関する法律」によりまして初年度十五億圓でございまして、出発いたしましたのは、工場と地の買上げと、それから都市計画で決定してございまして、その一定の大規模施設について権利制限をいたします、その権利制限の身がわりといたしまして買取りにも応ずるといふ意味の二種類につきましての金を公共団体が支出するにあたりまして特別会計を設けさせまして、国から全額融資する、この制度を確立いたしました、初年度はわずか十五億で発足したのでございまして、四十一年、四十二年——四十二年の要求はまだこれからでございますが、これを拡大してまいりたいと思つておられるわけでございます。四十二年は三十五億、初年度が十五億でやつたわけでございます。この貸し付け資金の考え方といふのは、いま申しましたように、二つの性格に分かれておまして、前者の工場と地の買取りといふのは、首都圏、近畿圏等で工場の設立が禁止されておりますもの、それから、あるいは抑制されておりますもの、それから、

建設省は、先般「都市開発資金の貸付けに関する法律」によりまして初年度十五億圓でございまして、出発いたしましたのは、工場と地の買上げと、それから都市計画で決定してございまして、その一定の大規模施設について権利制限をいたします、その権利制限の身がわりといたしまして買取りにも応ずるといふ意味の二種類につきましての金を公共団体が支出するにあたりまして特別会計を設けさせまして、国から全額融資する、この制度を確立いたしました、初年度はわずか十五億で発足したのでございまして、四十一年、四十二年——四十二年の要求はまだこれからでございますが、これを拡大してまいりたいと思つておられるわけでございます。四十二年は三十五億、初年度が十五億でやつたわけでございます。この貸し付け資金の考え方といふのは、いま申しましたように、二つの性格に分かれておまして、前者の工場と地の買取りといふのは、首都圏、近畿圏等で工場の設立が禁止されておりますもの、それから、あるいは抑制されておりますもの、それから、

質基準を設定いたしておるわけでございます。あと、宇治川につきましては、昭和四十年度に調査をいたしたわけでございます。その結果、流水の状況をいいたしますが、宇治川の御幸橋のあたりにおきまして、BODで申しまして、三十八年が三・九、三十九年度が三・八、四十年度が二・九、大体こういった推移をたどっておることが判明いたしました。

○植木光教君　いまの調査によりまして汚濁状況がわかるわけですが、この汚濁源というのは、家庭用の排水によるものか工場排水によるものか、どういふふうに見ておられるか、お聞きをいたしたいのであります。といいますのは、この流域というのは最近非常に住宅がふえておりまして、いまお話のありました御幸橋のあたりの調査で、大腸菌群が非常にふえているというような結果が出ているというふうに聞いております。

また、京都の商工会議所が調査をいたしましたところ、宇治川の流域の工場の排水は日量百トン以上で、工場の排水量は宇治川全流量の一・〇六％というような数字が出ております。これは、家庭用の一般下水に対して三〇％というようなことも言っているわけなんで、したがって、この汚濁源というものについて、一体家庭用の排水によるものか工場排水によるものかということについては十分調査をしていただかなければならないわけでありますので、その点についてお伺いをしたい。

○政府委員(松本茂君) 淀川全体につきまして昭和四十年度に調査をいたしましたところによりまして、下流のほうの大阪市等の上水道の通っております柴島の地点におきまして、はかつてみましたところ、汚濁付加割合は、工場事業場の割合が全体の大体八三％ぐらい、家庭下水によりまして分が大体一七％ぐらい、こういうことになっておるわけでございます。

宇治川それ自身につきましている一つの調査によりますと、家庭下水の割合が一五%ぐらい、工場排水が大体八五%程度、こういうことになっております。

○植木光教君　いまの調査の数字と商工会議所などの行なっておりますものと、だいぶ違ふと思いますが、厚生省に伺いますけれども、この宇治川の下流というのは飲料に多く使われておるわけなんでしょうが、一体厚生省はどういうふうに見ておられるか、お伺いをいたしたいと思います。

水場の三十年以降の原水水質の動向を見ますと、BODにつきましては、三十年初めからしますと、あまり変わってはおりません。それから酸化物質につきましては汚染の程度が増加しております。それからアンモニアにつきましても増加の傾向をたどっておるような状況でございます。

○植木光教君　そうしますと、いま京都の産業界が非常に深刻な影響を受けておると申しますのは、宇治川の水域に対して、都市河川方式による規制をする作業が進められておる、あるいはまた、規制対象を排水日量百トン以上の事業場まで引き上げる、そうすると、現在の排水日量二百五十トン以上の規制措置ですいろいろな問題がある

ので、たいへんな事態になるということとを心配いたしましたしてその対策を練っておる。この流域は、非常に零細な友禅業者でありますとか、その他いろいろの工場があるというような状況でありまして、非常にきびしい規制を加えられると死活問題にかかわる。また、商工会議所などの調査によれば、先ほど申しましたように、家庭用の下水道が

完備していない、家庭用の排水によって汚染されているにもかかわらず、工場排水の規制というようなことばかりを考えられてはどうにもならぬじゃないか、こういう点からも非常に大きな問題を起こしておるわけです。ひとつ宇治川水域の水質基準の設定につきまして、今後どういうふうにお考えになっていくか、お聞きをいたしたいと思えます。

○政府委員(松本茂君) 水質基準の設定のやり方でございますが、これは、従来は汚濁源になります工場等のわりあい数の少ないところを対象にいたしておりました。そういうようなことで、個々

の業種、個々の工場別に、たとえばバルブの場合は幾ら、医薬品の場合は幾ら、セメントの場合は幾ら、こういうふうには水質基準を設定いたしましてまいってきたわけでございます。しかしながら、淀川でございますとか、あるいは寝屋川でございますとか、あるいは神崎川でございますとか、あるいは大都市の諸河川、それからまた京浜で申しますならば、鶴見川でございますとか、城南の

諸河川でありますとか、多摩川でありますとか、荒川でありますとか、そういうった川につきましては、非常に工場の数もたくさんございますので、そういうった個々の工場につきまして基準を設定するということとはできないことでございます。それで、一括方式と申しますか、一つの基準をいずれの工場にも適用するという方式を採用いたしました水質基準を設定することにしたしておるわけでございます。すでに設定いたしましたのは、東京

の、首都圏の諸河川についてすでに水質基準を設定したわけでございまして、近畿圏のそういった都市河川につきましては、これから原則としてそういう方向でやっていこうということでいま作業を急いでおるところでございます。ただ、近畿圏の諸河川につきましては、やはり従来からの経緯なり地元の事情なり、そういった点もございしますので、そういった点も十分考慮してやっていかなくはならないということで、そういった事情をいろいろ勘案いたしまして一つの試案を作成いたしたところでございまして、

それで、たとえば淀川につきましてやっていきたいと思つております方法は、まず、既存のものと新設のものと二つに大別いたしました。既存のものにつきましては、その工場があります地域の下水道整備ということから考えまして、その地域

の性質によりまして三つに分類いたしております。

PPM以下にしてみたい、こういうふうに考えております。これは下水道がすでに整備されておるわけでございますから、それに流し込まれればそれで事足りるわけでございます。特に事情があつて川に直接放流される場合には、下水処理場から出ているのと同程度にしてみたい、こういう趣旨でございます。

下水道が設置される見込みがきわめて確実である、こういう地域につきましては前処理基準のところまで下げてもらいたい、こういうふうに考えておるわけでございます。これは、下水道がその水を受け取りますその程度といたしまして定めておる基準でございまして、東京の場合などは、これがBODで三〇〇PPMでございますが、京都の場合は六〇〇PPMになっておりますので、その六〇〇PPMにしてもらいたい。三年間ほどの

間はそういうふうに六〇〇PPMということで水が流れていきますので、非常によろしくないという意見もあるわけですが、三年以内には下水道が完備いたしますから、汚水処理のためにいろいろ費用を使われるということも重複投資になりまして非効率ではなからうかというふうな観点から、そのようにいたしておるわけでございます。

た場合は、一括二〇PPMとか、あるいはまた場所によりましては二〇PPMとか、そりうったふうにしたしておるわけでございます。しかしながら、この淀川につきましては、従来すでに三十八年度に水質基準を設定いたしましたして、七つの業種につきましてはそれぞれ水質基準をすでに設定いたしてきておるといふ事情もございますので、原則的にはその他のものを一括いたしましたして、B

ODでは一〇〇PPM以下にしてみたい、というふうに考えておるわけですが、個々の業種につきましてその事情を検討いたします結果、たとえば食料品、染色整理業、パルプ、

染料、合成樹脂、医薬品、ガラス、セメント、ガス供給業、セロハン、そういった業種につきましても、それぞれの事情を勘案して決定する。たとえば食料品につきましても二五〇以下にするというふうに、それぞれの業種の実態に即し、またその今後の改善の程度も考えまして、そういった基準を設定していく、そういうふうに考えておるわけでございます。

それから、いままで申しましたのは既設のものについてでございますが、新増設、今後新しく工場ができる、あるいはまた増設されるというその増設のものにつきましても、これは下水道の整備地域につきましてもBODで二〇PPM以下、それから下水道の計画されておられます地域、これは前処理基準の六〇〇PPM、それからそれ以外の一般の地域、これにつきましては二〇PPM、こういうふうに考えておるのであります。特にこの一般地域につきましても二〇PPMというのははなはだきついではないか、こういう御意見があるわけでございますが、しかしながら、すでに水質基準が設定されて、そういう規則もあるという、そういう地域に今後工場ができるということでございますから、すでに既存の、町の中に工場がありまして、いろいろ制約があるというところとはおのずから事情も違ふと思ひますので、こういう基準を守っていただきたい、こういうふうに思っておるわけでございます。ただし、これにつきましては、技術的なあるいは化学的な現在の処理技術の水準からいまして、どうしてもむづかしいというものにつきましては、それぞれの産業の主務官庁からの申し出もあると思ひますので、そういう点につきましても十分実態に即したやり方を考えていきたい、こういうふうに思っております。ただ、その場合、たとえば中小企業の場合に、個々の工場がばらばらにそういったところに工場立地するというのではなしに、所管官庁等と十分相談されまして工場団地等のようなやり方で集合して出ていく、そうしてそこで共同して処理施設をつくってもらふ、その場合には公害防止

事業団等の助けをかりまして、そういった処理施設がつくりやすいような体制のもとにそういった施設をしていただく、そういうふうによく現地に即しまして指導していただきたい、こういうふうに思っております。

○植木光教君　いまの既存の一般地域の場合です、食料品なんかの場合二五〇PPM以下とおっしゃいましたが、染色の場合は……

○政府委員(松本茂君)　現在考えております案では、染色整理業、これは一日に排水いたします水量が五千トン未満の場合はBODで二五〇PPM以下、同じく染色整理業でありますが一日の排水量が五千トン以上の大きいものにつきましては、処理能力もあると思われまして、また排水される量が多いために、少しでも十分な設備をしていただく必要がありますので、BODで二〇〇PPM以下、こういうふうな基準を考えております。

○植木光教君　建設省の下水課長さんにお聞きいたしますが、いまのお話に出ておりましたように、下水道の整備というところは非常に大切だということとよくわかるわけなんです、この地域で今後どういうふうな下水道整備していける御予定であるか、ちょっと伺わしていただきたい。

○説明員(久保建君)　御指摘のように、京都市における下水道につきましては、水質基準が設定をされているというだけでなく、下流側に阪神間の大部分の方の飲料水の供給源、取り入れ口がございます。わが国におきましても、非常に地理的な条件からいいますと、異例なところであらうと思っております。したがって、従来から、京都市の下水道の整備の仕組みにつきましては、下水道整備第一次五カ年計画でもことに重点を入れて整備をしてきたのでございますが、一つの問題といたしましては、京都市が比較的財源的にも必ずしも富裕の団体ではございません。したがって、特に昭和四十年年度からは、京都市のみならず、国の補助率を当時は六大都市が四分の一でございましたけれども、京都のみにつきまして三分

の一に引き上げる、こういう異例な措置も大蔵省にお願いしてとった次第でございますが、三十八年度から四十一年に至る間は、総事業費といたしまして約百三十八億円というものを投下をしたわけでございます。なお、投下の方針といたしまして、京都市の中心地域を受けまして下水の処理場が鳥羽というところがございますが、鳥羽の処理場の拡張並びに京都の西側、高瀬川周辺のところに中小工場地帯が密集して淀川に対する水質の汚濁原因をなしている地域がございますが、その地域に吉祥院——地名では吉祥院でございますが、そこに処理能力を持つ吉祥院の処理場が一応五千トンの処理能力を持つ吉祥院の処理場が一応完成をいたしました。並びに鳥羽の処理場は、四十年年度末で一日約三十万トンの水を浄化し得る設備を設けるといふところまで、やとこぎつたわけでございますが、なお京都市全域に下水道整備が非常におくれておりますので、先般国会で御審議をいただきました下水道整備緊急措置法が制定公布をされましたので、それに基づく五カ年計画の中で京都市の下水道整備に重点を置いていき、かように考えております。

なお、下水道整備緊急措置法の第一条の目的のところ、下水道の整備を進めまして、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上とあわせまして、公共用水域の水質の保全に資することを目的とする、ということを明記いたしておるわけでございます。そのような地域の下水道整備には特に重点的に整備を進めてまいりたい、かように考えております。

なお、数字的な詳細につきましては、五カ年計画の閣議決定をするまでの間、これは四十三年度の予算要求と並行する時期にきまつてくるかと思ひますが、その時点で、大蔵省当局あるいは企画庁、厚生省と協議の上、限られた予算の範囲内では十分な配慮をしてまいりたい、かように考えております。

○植木光教君　それじゃ、通産省にお伺いいたし

ますが、先ほど申しましたように、この流域の工場というのは非常に零細でして、おわかりだと思ひますけれども、今後水質基準というものを厳守していくためには、浄化設備その他いろいろな設備をやらなければならない。しかし非常に零細であるがゆえに、いろいろな融資が考えられますけれども、その融資を受ける能力すらないという状況がある。この点について、今後通産省としてはどういうふうな方策をとっていかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○説明員(馬場一也君)　先ほど来企画庁のほうからお答えがございましたように、こういう大阪とか東京とかという大都市の近辺の河川につきましては、非常に工場が密集をしておりますので、従前の普通の河川で水質基準をきめられますときのよう、きめのこまかいといひますか、各工場ごとの実情も勘案した水質基準の設定のしかたというのがなかなか困難であらう、したがって、ある程度平均値と申しますか、都市河川処理方式的な措置が必要であらうといふことは、私も全くそのとおりだと思つておるのでございます。ただ、しかしながら、この京都の、たゞいま先生御質問の淀川、宇治川、桂川というような水域におきましては、非常に伝統的な染色整理業がたぐさんどございます。これは非常にたくさんございまして、非常に零細なものが多くいふのが、この水域における産業分布——ほかの都市河川と違つていふところではないかと私も存じております。したがって、そういうところで都市河川方式を採用して企画庁が水質基準をおきめになりますときには、私もといたしましては、十分そういうような京都の伝統産業の実情が反映するような水質基準の設定のしかたをお願いをいたしたいと思つております。いろいろこれから詳細な基準の設定——すそ切りと申しますか、何トン以下の工場までをとるかということにつきましては、十分そういうような考え方に基きまして企画庁とお話をしたい、かように存じております。いずれにいたしましても、非常に零細な工場に水質基準が

都市河川方式で設定をされますと、これを守らなければいけませんのでございますけれども、零細な工場は、たゞいま先生御指摘のような融資ベースでこれの必要な処理施設をやつていくということも、なかなか困難なものがございまして。したがって、根本的には、たゞいま建設省のほうからお話等もございましたようなこの地域における下水道の整備というのを特に重点を置いてやつていただくということが、私は一番根本的な解決策であらうと思つておりますので、水質基準をおきめになることは、そういうような配慮もしていただきたい、業者にとつても十分たえられる、あるいはそこまでは責任を持つてついでいられるというような水質基準をきめていただきたい、かように思つております。

○植木光教君 最後にお願ひをしておきますけれども、いま、通産省のほうのお話がありましたような水質基準を設定される場合に、やはり現地のいろいろな実情に即した、これを参考にした基準の設定のしかたをおきめいただきたい、先ほど来お話ししておりましたような、いろいろな産業関係の混乱が起つてしまふ。また同時に、水質が汚濁されるということは、これまた非常に困ることです。したがつて、下水道の完備のために全精力をあげていただくことを願ひすることともに、通産省に対しても、たとえば浄化設備をつくつたりなにかする場合には、やはり、こういう零細な業者の密集しているところに対しては、たゞおさなりに、融資だとかあるいは近代化資金があります、あるいは公害防止事業団があります、というようなことになしに、きめのこまかい、ほんとうにこういう零細業者が生きていけるような公害防止策というものを十分考へていつていただきたい。これを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○原田立君 ちやうど環境衛生局長もお見えですから、関連してちよつとお伺ひしたいと思うのですが、去る二十七日の新聞に発表されておりますが、今月の二十六日に、福岡県大牟田において、

同市の公害防止対策委員会の席上において、久留米大学の山口教授からいろいろと大牟田川の水質について報告がなされました。それまで、無機水銀が多量に検出されておる、こういうような発表があつて一時市民は非常に心配をしたわけでありました。それから間もないこの二十六日の会議においては、微量ながら有機水銀が検出されたというふうなことが表明されて、無機水銀で非常に不安を感じていたのが極度の不安に襲われたというのが現状であります。御承知のように、有機水銀は、水俣病の原因であるアルキル水銀と同質のもので言われておりますし、非常におそれられております。また、週日の委員会でも取り扱つた痛い病なんかも、従来水銀が病原であると、こういうふうにも言われております。それで、すでに厚生省のほうでも、ある程度状況がおわかりだろふと思つていますが、この大牟田川の有機水銀の検出についての状況、どういふ実態なのか、お教へ願ひたいと思つております。

○説明員(武藤一郎君) 大牟田川の水銀の問題につきましても、厚生省として過去どういふことをいたしましたか、概括的にお答え申し上げます。

昨年、四十一年の夏、福岡県から大牟田川の流域及び川のどろの中に微量の水銀が含有されておるとの報告を受けました。それにつきましても有機水銀の分析を行なうように県のほうに指導したところでございます。それから厚生省では、県当局と連絡をとりまして、大牟田川連水城の河川水、どろ、ノリ等の海産物に含まれております有機水銀の調査分析報告について、県、市、大学等に資料を提供いたしました。それから、昨年末からたびたび、厚生省といたしましては、担当官を県のほうに派遣いたしました。県のいろいろの調査等につきましても援助をいたしております。

をいたしまして確認いたしました。いまのところ有機水銀とは断定できないということでございす。しかしながら、いろいろ社会問題として不安を生じているようでございますので、引き続き有機水銀の確認方につきましても分析調査を行なうよう指示いたしております。先日、私の席で先生にお告げいたしましたように、厚生省といたしましては、本年度の公害関係の研究委託調査費の執行につきましても、大牟田川の水銀問題につきましても調査をするように現在県のほうと打ち合わせ中でございます。

○原田立君 微量の水銀が出たのでいま調査をされているというふうなことが、その点については、また後ほど申し上げると思いますが、この有機水銀が身体に入ると、ものすごい奇病を発生する。そのことはすでに御承知のとおりでございますが、ノリ業者は直接海水に絶えず手を入れて作業している、こういうふうな状況ですが、この影響があるのじゃないかということで、非常に心配しております。その点はいかがですか。

○説明員(橋本道夫君) 有機水銀がどういふぐあいにして人のからだに影響を及ぼすかという問題でございますが、いまおっしゃいましたような、海水の中に手を入れて経皮的に吸収されて入つてくるといふことは、従来までの私どもが聞きまして有機水銀中毒の形態では、そういう経路のものはないと見ておりました。食品を介して、食品の中に入り込んで、摂取によつて生じてくるということとでございます。私どもいまの考えでは、海の中に入つて経皮的に中毒を起すことはしないかといふことについては、従来の経口的に入るものとはかなり違い、それで中毒を起すとは考へておらないのであります。ただ、海産物につきましてもどうかという問題もございまして、この点につきましては、衆議院におきまして公明党の岡本先生からの御指摘を受けまして、直ちに県当局に連絡いたしました。私どもは商品にならないと思つておりましたが、商品になつて市場に販売されてお

るといふことでございますので、県当局に連絡し、調査をいたし、また県の課長を呼びまして、そうして詳しい検査をされております。ただ、この場合、やはり有機水銀かといふ分析は非常に時間がかかります。そういうことで、ノリについて有機水銀があるかといふことにつきましては、直ちに分析して出し得るといふことは私ども約束できませんが、ノリがどのようなもので汚染されておるかといふことについては、近く御報告ができるのではないかと考えております。

○原田立君 その点もお聞きしたかった点であります。近日常に報告できるということ、それはその報告を待つていたしまして、山口教授の話の中で、ただ微量であるので現在電子捕獲装置で追跡調査中であるといふようなことが発表されておりますが、いつごろになつたら大体わかるのかといふようなことが言われておりません。それはいつごろ判明するのか、おわかりだったらはお教へ願ひたいと思つております。

○政府委員(館林宣夫君) きわめて微量の水銀の、ことにその中の有機水銀の含有量を分析する方法は、まだわが国においては確立されてないわけでございます。先般の阿賀野川の水銀中毒事件におきましても、ある程度の量をこしたものににつきましては、それがメチル水銀であるかどうかといふことの確認はできておるわけでございますが、非常に微量になりますといふいろいろの方法で、有機水銀らしい、ことにメチル水銀らしいといふことはある程度は推定できる根拠は生ずるわけでございますが、それがたゞして確実に有機水銀のしかもメチルであるかどうかといふことの確認は、現在の技術能力範囲ではできないといふことで、それはそれで別個の新しい研究題目としてかなり大がかりな調査が必要であるといふのが今日の段階でございます。したがって、大牟田川におきましても水銀量が多量に今日のところ微量のようでございますので、その意味合いにおきまして、これからさらにこの中の有機水銀の含有量

を明確に出すということは、なかなか今日の技術水準ではむずかしい問題でございますので、いまの段階におきまして、いつごろそれが確立されるであろうかということをお願いすることは困難な状況でございます。

○原田立君 先ほどの御説明の中に、四十一年に微量の水銀が検出されたというようにございますが、無機水銀が、今回の調べですと川の水中に〇・二六PPM、それからどうの中の一〇〇PPMというのが含まれておったというように聞いております。これは他の河川から比べてみれば非常に大きい数値であると専門家が言っておるのですけれども、そういうふうに専門家が他の河川に比べてみて非常に大きい数値であると言っているのを、厚生省当局としては非常に微量なものと違うのは、何かちよつとそぐわない感じがするので、その点はどうか。

○政府委員(館林宣夫君) 総水銀量から申しまして、一〇〇PPMという数字は相当な量でございます。問題は、この一〇〇PPMの水銀量の中に、有機の水銀、有機化合物としての水銀がどの程度あるかということが、これが相当人体に有害であるかどうかということのきめ手になるわけでございます。その意味合いで、いまのところの検査では、それが有機水銀が幾らということがわかるほどの有機水銀が含まれていないようである、ただ、有機水銀がそれでは完全でないかと言え、それは言い切れないという程度でございます。その意味合から、これが直ちにきわめて有害な作用をするというようなことを確実にするような資料はないけれども、しかしなお検査をこれから続行する必要がある、このような段階でございます。

○原田立君 これから研究の段階だということですが、この無機水銀はそんなに人体に影響はないというふうに言われておりましたけれども、最近の研究によりまして、無機水銀が多量に認められた場合、この無機水銀がカーバイトあるいは濃硫酸あるいは濃塩酸との化学反応をさせると有機化

する実験も証明されているというふうに聞いております。こうなると、無機だけの検出であるから大した心配はないということとは言えなくなってくるのじゃないかと思うのです。それで、実におそろしい話であります。この大牟田川の川底の汚濁物、これは見るにたえないほどきたない。現に一〇〇PPMも無機水銀が検出されております。これで、この回りに工場等でカーバイトとか濃硫酸あるいは濃塩酸などを排出する工場がもしあった場合、これは非常ににおそろしい結果になるのではないかと。直接有機水銀の排出はなくても、化学反応されると非常にこわい状況にあるんだというふうに化学的にも言われていまして、けれども、そういう状況はいかがなものですか。

○政府委員(館林宣夫君) 通常の反応では、無機水銀が有機水銀に変わることはないわけでございますが、水俣病あるいは阿賀野川下流の水銀中毒に關連して諸種の実験をいたしました結果によりまして、無機水銀も条件によっては有機に変わることはあるということはお説のとおりでございます。その意味合におきまして、無機としてあるものが永久に無機のままあるとは言い切れないということは考える必要があるのじゃないか。ただ、自然の状態では排出されたものが、自然の状態のまま、特殊な圧力とか高温とかいふものがないう状態で自然にまじったような形のままで、まあ特殊な化学薬品を加えたぐらいで有機に変わるといふ結果はまだ得られておりませんけれども、しかしそういうことを考えまして、川に排出されて、どろの中に含まれておる現状は調査をいたしまして、その中で知らず知らずの間に無機と思っておった一〇〇PPMのものが相当程度有機に変わるかもしれない、こういう配慮で有機かもしれない部分の検出ということも考えて、今後私も調査を進めてまいりたい、かように思います。

○原田立君 立ち入ったお伺いをするようでありますけれども、こういうふうなものを科学的、技術的、専門的に研究なさっておる機関は、厚生省

でおつくりになっておるのですか。

○政府委員(館林宣夫君) 先般水俣病の調査をいたしました場合に、この検査、検出のための班を結成いたしましたわけでございます。その班の班長は国立衛生試験所の部長がいたしたわけでありまして、この検出の主体をなしまして、それに東京大学、東京物理大学等に応援していただきました。その方面の専門家が加わって調査をいたしたわけでありまして、今日のこの有機水銀の分析という部分は、必ずしも広い範囲の学者が研究いたしておるわけではございませんで、かなり限られた範囲の先生方が調査をしておる段階でございます。これは内輪の雑談でございますが、この微量の水銀の中から有機の水銀を明確に検出する方法が発見されればこれはノーベル賞のものであるというほど、これらの学者の間ではむずかしい実験です。その意味合から、今後、水銀中毒防止の観点から、この微量の水銀の検出ということには私も十分に考えてまいらなければならないし、また、工場排水あるいはそれらがまじった川の検査にあたりまして、たとえ明確に有機水銀量がわかりませんでも、そういう懸念のある場合には、その周囲における中毒の発生状況等もあわせて警戒をする必要がある、かように考えております。

○原田立君 そうすると、専門の機関という研究所というのではなしに、委嘱をしておる、そこで研究されておると、こういうことに理解していいわけですね。

ちよつとその点について感じるところがあるのですが、実は水俣病にしても、あるいは阿賀野川の水銀事件にしても、あるいは痛い痛いの病にしても、すべて微量ながら長期にわたってなされておる問題です。それで当委員会でも非常にそのことを問題にしたわけでありまして、この大牟田川も、そういう面では、いわゆる初期の見え方であったのではないかと、ある面では非常に進んだと言えぬわけですが、これがただ、その検出方法、無機の中から有機を検出するのはノ

ベル賞ものであるというような、内輪の話ということでありまして、これがこのまま放置されているようなことに、もしなれば、第二、第三の水俣あるいは痛い痛いの病、あるいは阿賀野川事件のようなことに発展していくのではないかと、こう心配するわけですが、それで、この際これは国として徹底した研究機関等々を設けてやっていくべきじゃないか、ただ各大学に委嘱したというよりなことだけではなしに、もっと専門機関をつくり上げていくような、そういう構想はないんですか。

○政府委員(館林宣夫君) これは、事例は水銀でございますが、今後各種の公害対策を進めていく場合には、たとえば、先般の痛い痛いの病におけるカドミウムというふうな重金属、あるいはそういう金属類でなくてガスというふうなものも分析、そういうものも含めまして、今後公害対策を科学的に進める上でどうもしつかりした研究機関が必要であるということはお説のとおりでございます。従来は、厚生省に所属する研究機関としては、化学分析におきましては国立衛生試験所が中心になり、また、国立研究所の中にいろいろ環境汚染の化学分析に關する特別な部を設けて、その拡充強化につとめてきておるところでございます。当分はそれの増強という措置で進むわけでございますが、お説のように、公害をはつきり目標とした特別の研究機関を国として設置する必要があるやうやく迫つてきておると、かように私も考えております。

○原田立君 あまり時間がありませんので、ごく簡単に伺いたいと思つておりますが、先ほど取り上げたノリ業者等の中で水俣病に類するような病気を発生しているやうな人はいないのかどうか、お調べになったかどうか。あるいはまた、厚生省は七月末より県、市協力して調査を実施なさるということですが、これらの人の健康診断等なんかもやるのかどうか。その点はいかがですか。

○説明員(橋本道夫君) いまお話のございました

ノリ業者であるかいかは私明らかなに存じませんが、水銀中毒ではないかといわれたものが病院に入つてまいりまして、それにつきまして精査をいたしましたところ、水銀の含有量はもう全然低い、問題はないということで、神経的に非常に心配をしてそういうことを言つたのだということを大学の教授のほうからも聞いております。そのほかには、そのようなケースは私どもは了解しておりません。

で、そのようなことについて新しく健康診断をやる考えはあるかというお尋ねでございますが、私どもは直ちにその健康診断をやるといふ考えはございませんで、先ほど申し上げましたような環境、食品の汚染を、まず徹底的にいま調べています。もう一つは、いま申し上げましたような病院のようなどころでそういうお話があるかどうかというところは、これは常時の問題として警戒をいたしたいと思つておりますが、直ちに有機水銀中毒としてこの健康診断を周期的に始めるべき問題ではない、そういうふうな思つています。

○原田立君 こういうふうな川があることが市民にとつて非常にショックなものであります。そこで、こういうふうな川の処置をどうするか。沿岸の工場に対する規制は当然であると思ひますが、今後どういうふうな監視をしていくのか。あるいは、工場排水に対する規制の中で、六十四業種中三十四業種が知事の立ち入り権限を認めていふようになつていふようでありまして、他の業種については、この中で、水銀取り扱業者及び工場排水のひどい業種、たとへば言へばバルブ業種等々は直接大臣の監督下にありますが、これを知事の監督下に入れたほうがより市民の側に立つて監視ができるのではないかと、こんなふうな考へるのですが、厚生省としてはどう考へておられるか。あるいはまた、通産省もおいでになりますから、その点はいかが研究なさつておられますか。

○政府委員(館林宣夫君) 今後、これは河川に限らぬわけでございますが、公害の発生の分野ということは非常に広いわけでありまして、それを

一々国がすべて監視監督をするということは容易ではございませんので、できるだけ地方の公共団体の手を活用するといふことが、国ももちろん責任を回避するわけではなくて、国の範囲で実施はいたしますけれども、また、地方公共団体の能力あるいは責任、これもあわせてそのような監視に当たつてまいりたい、かように思つております。

○説明員(馬場一也君) 先生が仰せになりましたのは、工場排水に関する国と県との業種区分のことであらうかと存じておりますけれども、工場排水等、そのもとになります水質保全法に基づきまして、水質基準がそれぞれの業種についてそれぞれ定められております。これは、きめられましたものをそのように規制いたしますということにつきましては、これは国がやる業種でございまして、あるいは府県にまかした業種でありまして、どちらがやつても同じである。ただ、いろいろ工場の数その他におきまして国だけで手が回らないという面につきましては、もちろん府県の力を借りる、府県へおまかせをするということとは当然でございまして、府県がやつたからきびしい、国がやつたからゆるいということとは私どもはなと思つております。

○原田立君 このことを議論するのが主でありませんので、いまの部長のお話は納得しがたいところでありますが後日に譲るとして、厚生省にお伺いしたいんですが、厚生省が国民の衛生、健康保持のためにいろいろ努力しているわけでありまして、いままでのいろいろな動きは、事件が発生してからのみ取り扱われていた。こういうふうな、きわめて消極的な姿勢であるというふうな私には思ひます。あとからあととやらやるようになつておりますが、厚生省としてはもっと積極的な姿勢でやらないのか。たとえば、水銀等の取り扱い工場に対する規制はもう行なわれていふべきだと思ひますが、定期的な検査をするようにすべきだと思ひますが、その点はいかがでございますか。または、その際の検査の取り扱ひは、いまの問題と関連いたしますが、国ももちろんやるであ

りまして、地方自治団体にも当然参加させてやらせるようなことをすべきではないか。そのほうがより市民に密着した検査等ができるのではないかと。市民感情にも合うものができるのではないかと。厚生省としては、こういうふうな常時の計画実施の現状、現在どういふふうになつていふのか、あるいは、いろいろ予算面でも、もし言い得るならば言つていただきたいと思ひますけれども、わからなければ予算面はけっこうです。

○政府委員(館林宣夫君) お説のとおり、ややもすれば、従来の公害対策が事件が起つてから後手に回つていろいろ措置をするという傾向が強くつたわけでありまして、事前に公害発生しない措置を講ずることが公害対策では最も大切なことは御指摘のとおりでありまして、その意味合いで、最近では開発地域等におきましては事前に調査をいたしまして、これは通産省と相協力いたしまして事前に調査をいたしまして、公害が発生しないというように計画を指導してまいつておるわけでありまして、その意味合いで、従来から開発地域の特別の調査費等を持つておるわけでありまして、御指摘の水銀に對しましては、特に水銀を対象といたしまして本年度特別調査をいたしまして、阿賀野川のような中毒事例を起こさないために、具体的に、それらによつて食中毒が起らないための、実態調査をいたしたい。そのようにいたしまして、もしも危険があるならば事前に何らかの措置を――厚生省だけでできる問題じゃございせんが、関係各省にお伺ひをいたしまして、ともどもに防止の措置を講じてまいりたい、かようなこととございまして、これは、いまのところ、まだその調査費を幾らこれを配分するかというところは決定いたしておりませんが、確実に本年度において調査をいたしたい、かように考へております。

○原田立君 先ほどもちよつと申し上げたんですが、無機水銀、これはまあそれほど危険ではないと言われておりますけれども、それでも、体内に多量に蓄積された場合、まぶたがひりひりしたり、手がふるえてきたり、そういう神経症状を起こし

たり、あるいは肝臓障害、あるいは尿毒症等々を引き起す、こう言われております。それで、こういう有機にしても無機にしても、水銀取り扱ひをする工場及び廃液を放流されている川等なんかについては、もつともつと厳重な規制等が必要だらうと思ひますが、現在日本全国において、そういうふうなものは一体どのくらいあるのか。そしてまた、それらについては、その一つ一つについてどういふふうな調査をなさつていふのか、現状は、また、今後どうなさうとするのか。その点はいかがですか。

○政府委員(館林宣夫君) お説のとおり、無機水銀といへども中毒を起すわけでありまして。もはやどの程度の無機水銀が障害を起すかという数値も、労働衛生上も、あるいは、WHOの数字としても明確になつておる。先ほど申し上げました有機の水銀のように、検出方法がわからないというものはなくて、もつと明確になつておるわけでありまして、この水銀を排出する工場数は二百余全国にあるといふこととございまして、今月までの段階では、どの場所にもそのような何という工場があるかといふことを調査をいたしてあります。それに基づきまして、本年度はその全部につきまして具体的に実情を調査をしていふ。あわせて、それによつて障害が起つておるかどうか、排出量はどの程度であるかといふような調査を本年度実施する予定でございまして。

○原田立君 大牟田川の有機水銀の問題についてはまだ調査段階といふようなことからいって、はつきりしたことが言えないのだからと思ひますが、いずれにしても、このニュースによつて地元民は非常に大きいショックを受けていることは、これは事実であります。これで、厚生省としてもこの問題を重視してひとつお取り扱ひ願ひたいと思ひます。

なお、水資源局長にもしばしば以前からこの大牟田川の水質規制のことについてお伺ひはしているのですが、事こんなような問題が起きるまで放置しておつたこの責任は免れないと思ひます。

が、それよりか、まず先にこの川をどうしていくのかということをもっと明確な態度でもって臨んでいただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○政府委員(松本茂君) 大牟田川につきましては、昨年水質基準調査を実施いたしました。最近、詳細なその調査報告書を受け取ったわけでございます。現在、その解析を急いでおるわけでございます。そのうち一部におきまして全水銀の検出が見られるわけでございますが、この点につきましては、先ほど来厚生省からお答えになっておりますように、企画庁といたしましても、厚生省、通産省共同いたしました。さらに詳細な調査を本年度継続してやっていきたい、こういうふうに思っております。で、全水銀の問題は、そういうふうにいたしまして、大牟田川全般につきましてはその解析を急ぎまして、できるだけ早い機会にその調査結果を取りまとめ、関係各省また水質審議会の御意見を聞きまして、今後の方針を打ち出していきたいと思っております。

○委員長(松澤兼人君) 本日の調査はこの程度といたし、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

昭和四十二年七月十日印刷

昭和四十二年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局